

管 理 規 程

埼玉県公営企業管理規程第六号

埼玉県工業用水道事業給水規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和六年十二月二十七日

埼玉県公営企業管理者 板 東 博 之

埼玉県工業用水道事業給水規程の一部を改正する規程

埼玉県工業用水道事業給水規程（昭和四十一年埼玉県公営企業管理規程第六号）の一部を次のように改正する。

附則に次の一項を加える。

- 4 埼玉県工業用水道料金徴収条例の一部を改正する条例（令和六年埼玉県条例第五十六号。以下この項において「改正条例」という。）の施行後最初に到来する検針日までの間に係る月分の雑用水の料金の算定については、第二十条第一項第一号中「埼玉県工業用水道料金徴収条例」とあるのは、「改正条例による改正前の埼玉県工業用水道料金徴収条例」と、「条例第三条第一項第三号」とあるのは、「改正条例による改正前の埼玉県工業用水道料金徴収条例第三条第一項第三号」と読み替えるものとする。

附則

この規程は、令和七年四月一日から施行する。